

りょうりょうきん  
利用料金

相談から契約までは無料ですが、契約後のサービスの利用は有料です（4月と10月

に半年の利用料を請求します）。ただし、利用料の減免の制度があります。

○住民税が課税される方

福祉サービス利用などのお手伝い	1時間につき、料金1,000円
お金の出し入れや支払いなどのお手伝い	
大切な書類などのお預かり	3か月につき、料金1,000円

○住民税が非課税の方

福祉サービス利用などのお手伝い	1時間につき、料金500円
お金の出し入れや支払いなどのお手伝い	
大切な書類などのお預かり	3か月につき、料金1,000円

○生活保護を受けている方

福祉サービス利用などのお手伝い	料金はかかりません。
お金の出し入れや支払いなどのお手伝い	
大切な書類などのお預かり	

社会福祉法人  
もりやまししゃかいふくしきょうぎかい  
守山市社会福祉協議会

〒524-0013

滋賀県守山市下之郷三丁目2番5号

TEL: 077-583-2923

FAX: 077-582-1615

月曜日～金曜日: 8:30～17:15 (年末年始・祝日休み)



すこやか通り沿いの「市民球場」と「県立総合  
びょういん かい  
病院」の間にある、「すこやかセンター」の2階  
しゃきょう じむしょ  
に社協の事務所があります。

地域で“安心”して生活をおくるために

地域福祉権利擁護事業のご案内



高齢の方や障がいのある方などが、日常生活に必要な福祉サービスの利用や金銭

管理などについて、自分ひとりで判断することが難しい場合に、社会福祉協議会が

お手伝いします。

こんなことで困っていませんか？

福祉サービスを利用したいが、どうしていいのかわからない

お金を計画的に使うことが難しい

通帳やはんこをどこにしまったのか忘れる



対象となる方

守山市内に住んでいる方（市外の方は、お住まいの市町社協にご相談ください）

認知症高齢者、知的障がい・精神障がいのある方をはじめとした、判断能力に

不安がある方

このサービスを利用する意思がある方

この事業は、ご本人が社協と契約し、支援計画に基づいてサービスを提供します。

そのため、ご本人に契約の内容を理解してもらい、利用する意思があることが必要  
です。

えんじょ ないよう  
**援助の内容**

【福祉サービス利用の手続きをお手伝いします】

- たとえば
- 福祉サービス利用の相談・説明
  - 利用の申し込み・利用をやめる
  - 利用料を支払う

【お金の管理をお手伝いします】

- たとえば
- 銀行での生活費の出し入れ
  - 家賃や公共料金などの支払い
  - お金の使い方の相談

【大切な書類などの預かりについてお手伝いします】

- たとえば
- 通帳や印鑑、証書などのお預かり

\*ただし、宝石、書画、骨董品、貴金属類や商品券、株券などはお預かりできません

えんじょ  
 援助ができないことは

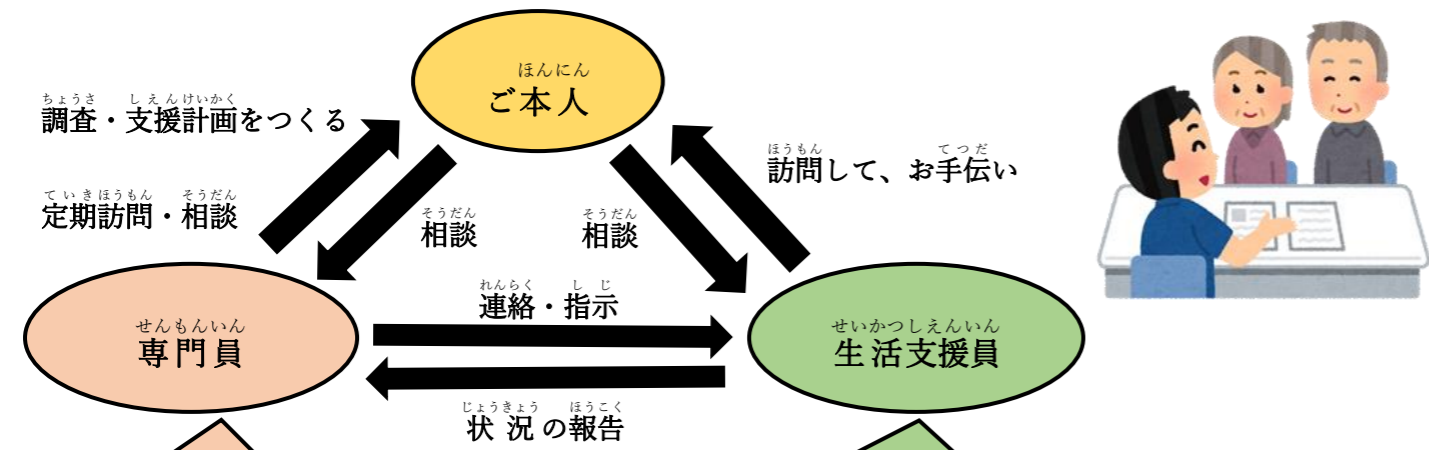
- 入居や入院などの契約の代理
- 自宅の処分や賃貸住宅の解約
- 身元引受人や保証人になること

などです



てつだ ひと  
**お手伝いする人について**

お手伝いをするのは、守山市社会福祉協議会の「専門員」と「生活支援員」です



【専門員】  
 困りごとや希望を聞き、支援計画をつくります

【生活支援員】  
 支援計画をもとに実際にお手伝いします  
 \*生活支援員が対応しないケースもあります

\*このサービスの適切な運営を監視し、ご本人からの苦情を受け付ける運営適正化委員会が設置されています。

りよう おも  
**利用したいと思ったら**

【相談】  
 守山市社会福祉協議会（社協）にご相談ください。  
 お困りの内容をお聞きし、どんなお手伝いができるかご説明します。



【調査】  
 ご相談の後に専門員が訪問し、お話をうかがいます。  
 あわせてサービスを利用する意思と、契約できるかどうかの確認をおこないます。



【審査】  
 利用の可否についての審査をします。

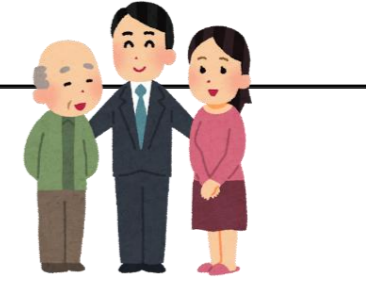
【承認】

【不承認】  
 このサービスを利用いただけません

【契約と支援計画】  
 支援内容や頻度などについて相談をしながら決めます。  
 内容を十分確認してもらい、契約を結びます。



【利用開始】  
 支援計画にそって援助をおこないます。



相談、支援計画の作成等の対応は**無料**。

契約後の支援からは**有料**。